

資料③

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事に係る工事成績評定の対象工事の緩和について

1 成績評定対象工事

平成 31 年 2 月 8 日決裁により平成 30 年 7 月災害復旧事業の期間中に発注する全ての工事について、成績評定対象工事を現行の請負金額 200 万円以上から 500 万円以上に引き上げました。

さらに平成 31 年 4 月 5 日以降に公告する工事及び随意契約する工事から平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う災害復旧工事（災害関連緊急事業、災害予防事業を含む）については、原則として 1 件の請負金額が 3,500 万円以上の工事を成績評定対象とすることとしています。

ただし、1 件の請負金額 500 万円以上 3,500 万円未満の工事について、受注者から、契約後速やかに当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打ち合わせ簿が提出された場合は、評定の対象とすることとします。

なお、変更契約により 3,500 万円以上になった場合も、評定の対象にはしません。

2 監督及び検査について

検査については、従来どおり三次市建設工事検査規程に基づき、適切に行うこととし、契約図書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うこととします。

3 適用期間等

この取扱いは、平成31年4月5日以降に公告及び随意契約により見積を依頼する工事から適用します。

なお、平成31年4月5日以前に公告等した1件の請負金額が500万円以上3,500万円未満の災害復旧工事についても、受発注者の協議により、評定の対象外とすることができることとしています。

【災害復旧工事^{※1}に係る成績評定の取扱い】

請負代金額	成績評定の取扱い	
	通常工事	災害復旧工事等
500 万円未満	対象外	対象外
500 万円以上～1,000 万円未満	対象	対象外 ^{※2}
1,000 万円以上～3,500 万円未満	対象	対象外 ^{※2}
3,500 万円以上～1 億円未満	対象	対象
1 億円以上	対象	対象

※1 平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事（災害関連緊急事業、災害予防事業を

含む)

※2 受注者が、契約後速やかに当該工事の評定を希望した場合は評定の対象とする。

当該工事に変更契約で3,500万円以上になった場合は、評定の対象外とする。

請負代金額500万円以上3,500万円未満の既発注の災害復旧工事も、受発注者の協議により、評定の対象外とすることが可能